### 東海農政局オープンカウンター方式実施要領

#### 1. 目的

この要領は、東海農政局(以下「当局」という。)が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、役務の提供等、財産の売払い、その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

#### 2. 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された有効な見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第五号及び第六号の場合は最高)の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

### 3. 対象となる契約

この要領は、予決令第99条第二号から第七号に規定するもののうち、契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)が本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

# 4. 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は 被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別 の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。 又は、東海農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、東海農政局長から、東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年 11月25日付け26海総第523号)に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わな いこととした者に該当しない者であること。

#### 5. 見積書の提出方法

- (1) 見積合わせを行うときは、当局において窓口及びホームページ上で閲覧に供するほか、電子調達対象案件については、併せて電子調達システム上で公開する。
- (2) 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当局が提示するオープンカウター方式による見積依頼公告、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。 この場合に、仕様書等について疑義があるときは、見積合わせの日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

### (3) 見積書の記載金額

見積書の金額は、調達等に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。なお、見積書に記載された金額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

### (4) 見積書の提出

#### 一 紙の場合

紙による場合、「品名(型番含む。)・単価・数量・単位・金額・電子くじ番号(3桁)」のすべての項目が記載された見積書(別紙様式1-1)を使用し、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の見積書の提出期限(以下「提出期限」という。)内に「(案件名)見積書在中」と記載した封筒(別紙様式2のとおり)に見積書を封入し提出すること。なお、見積書を郵送する場合は、送達過程が記録される簡易書留等により提出するものとし、提出期限必着とすること。

# 二 メールの場合

メールによる場合、「品名(型番含む。)・単価・数量・単位・金額・電子くじ番号  $(3 \, \text{桁})$ 」のすべての項目が記載された見積書(別紙様式1-1)を使用し、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載のメールアドレス宛てに、提出期限内に提出すること。

### 三 電子調達システムの場合

電子調達システムによる場合、「電子調達システム利用規約」及び電子調達システムで定める手続きを十分承知のうえ、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の提出期限内に電子調達システムで定める手続きに従い、提出するものとする。また、その他に電子調達システムの機能を利用して、「品名(型番含む。)・単価・数量・単位・金額」のすべての項目が記載された見積内訳書(別紙様式1-2)を必ず添付すること。

- (5) 契約保証金免除する。
- (6) 同等品での見積り

見積りに際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。この場合、同等品以上の品で見積るときは、カタログ等仕様のわかる書類等を添え、見積書の提出前に発注機関の担当職員に申し出ることとし、確認を受けなければならない。 なお、確認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

- (7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (8) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合は、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (9) 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第 54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

## 6. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積り(参加資格を証明する書類を含む。)
- (2) 見積りに参加する資格を有しない者による見積り
- (3) 記名を欠く見積り(電子調達システムによる場合を除く。)
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 見積り品等の事前確認が必要な見積りにあっては、事前に確認を受けていない 者による見積り
- (8) 別紙で示した様式とは異なる様式を使用した見積書による見積り
- (9) その他、連合による見積り、暴力団に関与する者による見積りなど、不適切と 認められる見積り

### 7. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低(予決令第99 条第五号及び第六号の場合は最高)の価格をもって見積りを行った者を契約の相 手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

一 同価格の見積りをした者に電子調達システムによる見積事業者がいる場合 電子調達システムによる見積事業者が入力した電子くじ番号(紙、郵送及びメ ールによる見積事業者は任意で設定した電子くじ番号)をもとに電子くじを実施 の上、契約の相手方を決定するものとする。

### 二 それ以外の場合

紙くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、 電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加できない場合は、その者に代わって 当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに適宜の方法で通知する。
- (4) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、契約担当官等は 当該見積りを打ち切るものとする。

## 8. 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は、契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

## 9. 結果の公表

見積合わせの結果は、当局ホームページにて公表する。

### 10. その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うものとする。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。
- (5) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。